

令和 8(2026)年度国際学会等発表支援事業募集要項

令和 8 年 4 月

グローバル戦略推進センター研究支援部門

1. 趣旨

海外で開催される国際学会等において、本学教員等が研究成果を主体的に発信する機会を支援し、国際的研究ネットワークの構築、国際共同研究の展開、および研究成果の国際的評価の獲得を通じて、本学の学術研究力の向上と持続的な国際発信基盤の強化を図ることを目的として本事業を実施します。

2. 申請資格

次のいずれかに該当し、本学が実施する研究倫理研修を受講した者(※)

- (1) 本学所属の常勤教員
- (2) 現代商学専攻博士後期課程に所属する者

※共著者がいる場合、共著者全員が所属大学等の研究倫理研修を受けていること。

3. 対象となる国際学会等の要件

令和 8(2026)年度中(※)に海外で開催される国際学会、シンポジウム、研究会等のうち、次の要件をすべて満たすものを対象とします。

(※)募集開始時点で参加申込み等を行っているものも含む。

(1) 学術的審査を経た研究発表であること

当該発表が、事前の学術的審査(アブストラクト査読、論文査読等)を経て採択されたものであること。

ただし、国際的評価の高い国際学会における招待講演等については、審査に準ずる選考過程を経たことが確認できる場合に限り対象とします。

(2) 申請者が主たる発表者であること

申請者が、次の要件をすべて満たす者であること。共著による研究発表の場合、申請は当該研究につき 1 名に限ります。

- ・当該研究の著者として研究に実質的に関与した者であること(筆頭著者、責任著者その他これに準ずる研究貢献を含む)。
- ・当該国際学会等において自ら口頭発表またはポスター発表を行う主たる者であること。

(3) 国際的研究交流を目的とする学術集会であること

複数国から研究者が参加し、当該分野における国際的研究動向の発信・共有を目的とするものであること。

(4) 研究業績として評価可能であること

当該発表が、予稿集、論文集又は公式プログラムに発表内容及び発表者名が掲載され、研究業績として外部評価の対象となり得るものであること。

(5) 参加登録費等が発生すること

参加登録費等が設定されていること。免除の場合は証明資料を添付すること。

4. 支給経費

次の経費を支給します。ただし、上限を20万円とし、令和8(2026)年度予算で執行可能なものに限りです。

(1) 交通費、日当及び宿泊料

(2) 旅行雑費(査証手数料等)

(3) 参加登録費等

(※) 旅費については、本学旅費規程に基づき計算します。学会の前後に用務を付加してもかまいませんが、日当及び宿泊料については、国際学会等に参加する日数に開催地への往復に要する日数を加えた期間の日当及び宿泊料とします。

5. 選考方法と選考結果の通知

(1) 選考方法

選考は、グローバル戦略推進センター研究支援部門で行います。

本事業は年間予算を次の3期間に区分して実施し、当該期間において採択件数が上限に達した場合は当該期間の募集を締め切ります。各期間において予算の範囲内で採択を決定するものとし、当該期間において未使用額が生じた場合は次の期間に繰り越すことがあります。

期間1:4月1日～6月30日、期間2:7月1日～9月30日、期間3:10月1日～12月24日

(2) 採択回数の制限および優先順位

採択は各申請者につき通算2回までとし、同一評価の場合は、初回申請者を優先します。なお、2回目の申請者については、前回助成の成果報告も審査の対象とします。また、同一の論文等で、国際学会等発表支援事業と学術論文外国語添削料の補助事業を重複して受給することは、原則としてできません。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、審査終了後速やかに申請者へ通知します。採択決定後の支給手続きについては、企画総務課 研究・社会連携推進室 研究支援係と連絡を取り、所定の手続きを行ってください。

6. 申請手続

(1) 申請方法

申請書(別紙様式1)と下記添付書類を企画総務課 研究・社会連携推進室 研究支援係へメールで提出してください。審査等の状況により、内容の確認や追加書類をお願いする場合があります。

- ①招待状または採択通知等
- ②当該国際学会等の概要が記載された開催通知またはプログラム等
- ③参加登録費等の金額が確認できる書類

(2) 申請書提出期限

申請内容を審査しますので、遅くとも出発日の1ヶ月前までに提出してください。

各期間の提出期限は以下のとおりです。

期間1:6月30日、期間2:9月30日、期間3:12月24日

7. 採択された者の義務

採択された者は、帰国月の翌月15日までに報告書(別紙様式2)を企画総務課 研究・社会連携推進室 研究支援係へメールで提出してください。また、採択された者は、次回の科学研究費助成事業を申請しなければなりませんので、ご承知おきください(ただし大学院生を除く)。後日実施する支援事業に関するアンケートにご協力ください。

8. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択を取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

9. 本件に関する問い合わせ先

企画総務課 研究・社会連携推進室 研究支援係

TEL : 0134-27-5210

E-mail : lib-kenkyu@office.otaru-uc.ac.jp